

確認は済んでいますか？



令和6年10月1日から

指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、

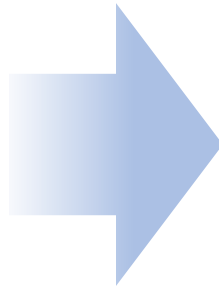
保育の無償化の対象外になります

令和6年9月まで

全ての

認可外保育施設が対象

(届出を行っている施設)



令和6年10月から

指導監督基準
を満たした
施設のみが対象

注1 3歳から5歳までのこどもは月額3.7万円まで、
0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4.2万円まで
の利用料が無償化されます。

注2 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設 は

熊本県認可外保育施設届出一覧表で確認できます。

認可外保育施設の保育料の無償化に関するご質問は、お住まい
の市町村又は施設所在市町村の子ども・子育て支援担当窓口
にお問い合わせください。